

## ○所属、所属長及び次席の呼称に関する訓令

昭和44年 6 月28日

警察本部訓令第16号

警 察 本 部 長

所属、所属長および次席の呼称に関する訓令を次のように定める。

所属、所属長及び次席の呼称に関する訓令

題名改正〔昭和51年第1号、平成4年第10号、8年第17号〕

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、埼玉県警察における、所属、所属長及び次席等の呼称を統一し、もって事務処理の簡素化を図ることを目的とする。

一部改正〔平成4年第10号〕

(定義)

第2条 訓令、通達、通知等部内の文書等における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「所属」とは、警察本部の課、室、所、隊（課の附置機関を除く。）、さいたま市警察部総務課、方面本部、警察学校及び警察署をいう。
- (2) 「所属長」とは、警察本部の課長、室長、所長、隊長（課の附置機関の長を除く。）、さいたま市警察部総務課長、方面本部長、警察学校長及び警察署長をいう。
- (3) 「次席」とは、警察本部の次席、副隊長、警察学校の副校長及び警察署の副署長をいう。  
ただし、さいたま市警察部総務課にあつては警視の階級にある警察官のうちさいたま市警察部長が指定するもの、方面本部にあつては副本部長（複数の副本部長を配置したときは、他所属の職を兼務しない者）を次席とみなす。

全部改正〔昭和49年第12号〕、一部改正〔昭和51年代1号、55年第9号、平成3年第10号、4年第10号、8年第17号、15年第16号、18年第51号〕

附 則

この訓令は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月9日警察本部訓令第1号抄）

- 1 この訓令は、昭和51年3月12日から施行する。ただし〔後略〕
- 2 〔省略〕
- 3 この訓令の施行の際、現に改正前の規則に基づき設置されている職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この訓令施行の日をもって、それぞれこの訓令の同一職各の職を命ぜられたものとする。
- 4 所属、所属長および次席の呼称に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条第1号中「室」を「室、所」に、同条第2号中「室長」を「室長、所長」に改める。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則（平成8年9月12日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成8年9月12日から施行する。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第16号）

- 1 この訓令は平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成18年9月29日警察本部訓令第51号）

この訓令は平成18年10月1日から施行する。